

四日市市組織機構の改編に伴う整備規則をここに公布する。

平成29年3月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第4号

四日市市組織機構の改編に伴う整備規則

(四日市市災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 四日市市災害対策本部に関する条例施行規則(平成20年四日市市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第1(第5条及び第6条関係)				
部名	部長	班名	班長	所掌事務
(略)				
こども未来部	こども未来部長	こども健康福祉班	こども未来課長 (こども未来課) (こども保健福祉課) <u>(こども発達支援課)</u> (あけぼの学園) (保育幼稚園課)	(略)
(略)				
備考 (略)				

改正前				
別表第1(第5条及び第6条関係)				
部名	部長	班名	班長	所掌事務
(略)				
こども未来部	こども未来部長	こども健康福祉班	こども未来課長 (こども未来課) (こども保健福祉課) (あけぼの学園)	(略)

			(保育幼稚園課)	
(略)				
備考 (略)				

(四日市市公印規則の一部改正)

第2条 四日市市公印規則(昭和34年四日市市規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正後							
別表(第4条関係)							
種類	名称	寸法ミ リメー トル	ひな形 (別 掲)	書体	使用区分	公印管守 課	個 数
(略)							
	市立保育所印	方24	14	〃	市立保育所名を もってする文書	各市立保 育園	各 1
	<u>市立認定こども園印</u>	<u>方24</u>	<u>14の 2</u>	<u>〃</u>	<u>市立認定こども園名をもつてする文書</u>	<u>各市立こども園</u>	<u>各 1</u>
削除			15				
(略)							
削除			41の 4				
	<u>市立認定こども園長之印</u>	<u>方18</u>	<u>41の 5</u>	<u>〃</u>	<u>市立認定こども園長名をもつてする文書</u>	<u>各市立こども園</u>	<u>各 1</u>
削除			42				
(略)							
削除			44				
削除			44の 2				

(略)							
	中央分署専用 四日市市中消 防署長印	方 2 1	5 4 の 5	〃	中央分署に おいて中消 防署長名を もってする 文書	中央分署	1
	<u>南部分署専用</u> <u>四日市市南消</u> <u>防署長印</u>	<u>方 2 1</u>	<u>5 4 の</u> <u>6</u>	<u>〃</u>	<u>南部分署に</u> <u>おいて南消</u> <u>防署長名を</u> <u>もってする</u> <u>文書</u>	<u>南部分署</u>	<u>1</u>
	防災教育セン ター所長印	方 1 8	5 5	〃	防災教育セ ンター所長 名をもって する文書	消防本部救 急課	1
(略)							

改正前							
別表（第 4 条関係）							
種 類	名 称	寸法ミ リメー トル	ひな形 (別 掲)	書 体	使用区分	公印管守課	個 数
(略)							
	市立保育所印	方 2 4	1 4	〃	市立保育所 名をもって する文書	各市立保育 園	各 1
削除			1 5				
(略)							
削除			4 1 の 4				
削除			4 2				

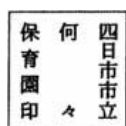
(略)							
	市立児童館長印	方 1 8	4 4	〃	各市立児童館 長名をもって する文書	こども未来課	各 1
	市立こどもの家 館長印	方 1 8	4 4 の 2	〃	市立こどもの 家館長名をも ってする文書	こども未来課	1
(略)							
	中央分署専用 四日市市中消 防署長印	方 2 1	5 4 の 5	〃	中央分署に おいて中消 防署長名を もってする 文書	中央分署	1
	防災教育セン ター所長印	方 1 8	5 5	〃	防災教育セ ンター所長 名をもって する文書	消防本部救 急課	1
(略)							

改正後

別掲

1 から 1 3 まで (略)

1 4 1 4 の 2 1 5

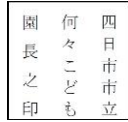


削除

1 5 の 2 から 4 1 の 3 まで (略)

4 1 の 4 4 1 の 5 4 2

削除



削除

4 2 の 2 及び 4 3 (略)

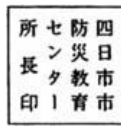
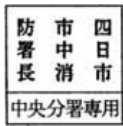
4 4 4 4 の 2

削除

削除

4 5 から 5 4 の 4 まで (略)

5 4 の 5 5 4 の 6 5 5



5 6 から 6 6 まで (略)

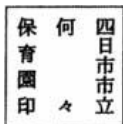
備考 ひな形 1 4 ・ 1 4 の 2 ・ 3 2 ・ 3 3 ・ 4 1 及び 4 1 の 5 について、庁名又は職名の文字の数の多少により、主務課長において文字の配置がこのひな形によるものが適当でないと認めるときは、総務課長に合議のうえ、市長の決裁を得て別のひな形によることができる。

改正前

別掲

1 から 1 3 まで (略)

1 4 1 5



削除

1 5 の 2 から 4 1 の 3 まで (略)

4 1 の 4 4 2

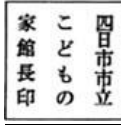
削除

削除

4 2 の 2 及び 4 3 (略)

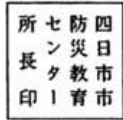
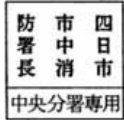
4 4

4 4 の 2



4 5 から 5 4 の 4 まで (略)

5 4 の 5 5 5



5 6 から 6 6 まで (略)

備考 ひな形 1 4 ・ 3 2 ・ 3 3 及び 4 1 について、庁名又は職名の文字の数の多少により、主務課長において文字の配置がこのひな形によることが適当でないとするときは、総務課長に合議のうえ、市長の決裁を得て別のひな形によることができる。

(四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第 3 条 四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (昭和 6 2 年四日市市規則第 1 1 号) の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第 1 (第 3 条関係)	
等級別基準職務表 (行政職給料表及び医療職給料表)	
職務の級	基準となる職務
(略)	
6 級	(1) 市長の事務部局の課 (室・所・場) 長補佐、グループリーダー、中核市推進室長、人権プラザ館長、 <u>公会計・行財政改革推進室長</u> 、総合会館長、市民・消費生活相談室長、多文化共生推進室長、男女共同参画センター所長、市民窓口サービスセンター所長、 <u>福祉監査室長</u> 、三重北勢健康増進センター館長、保険料収納室長、青少年育成室長、 <u>こども子育て交流</u>

	<p><u>プラザ館長</u>、<u>家庭児童相談室長</u>、<u>保育園長</u>、<u>こども園長</u>、<u>食肉センター場長</u>、<u>食肉地方卸売市場長</u>、<u>農業センター所長</u>、<u>廃棄物対策室長</u>、<u>清掃事業所長</u>、<u>北大谷斎場長</u>及び<u>公共交通推進室長</u>の職務</p> <p>(2)から(7)まで (略)</p>
5 級	<p>(1) 市長の事務部局の困難な業務を分掌する係長、主任、<u>地域主任</u>、<u>主任保育士</u>、<u>こども園副園長</u>及び<u>主任保育教諭</u>の職務</p> <p>(2)から(6)まで (略)</p>
4 級	<p>(1) 市長の事務部局の係長、<u>地域主任</u>、<u>主任保育士</u>、<u>こども園副園長</u>及び<u>主任保育教諭</u>の職務</p> <p>(2)から(6)まで (略)</p>
(略)	

改正前	
別表第 1 (第 3 条関係)	
等級別基準職務表 (行政職給料表及び医療職給料表)	
職務の級	基準となる職務
(略)	
6 級	<p>(1) 市長の事務部局の課 (室・所・場) 長補佐、<u>グループリーダー</u>、<u>中核市推進室長</u>、<u>人権プラザ館長</u>、<u>総合会館長</u>、<u>市民・消費生活相談室長</u>、<u>多文化共生推進室長</u>、<u>男女共同参画センター所長</u>、<u>市民窓口サービスセンター所長</u>、<u>三重北勢健康増進センター館長</u>、<u>保険料収納室長</u>、<u>青少年育成室長</u>、<u>家庭児童相談室長</u>、<u>発達総合支援室長</u>、<u>保育園長</u>、<u>食肉センター場長</u>、<u>食肉地方卸売市場長</u>、<u>農業センター所長</u>、<u>廃棄物対策室長</u>、<u>清掃事業所長</u>、<u>北大谷斎場長</u>及び<u>公共交通推進室長</u>の職務</p> <p>(2)から(7)まで (略)</p>
5 級	<p>(1) 市長の事務部局の困難な業務を分掌する係長、主任、<u>地域主任</u>及び<u>主任保育士</u>の職務</p>

	(2)から(6)まで (略)
4 級	(1) 市長の事務部局の係長、地域主任及び主任保育士の職務 (2)から(6)まで (略)
(略)	

(四日市市職員地域手当支給規則の一部改正)

第4条 四日市市職員地域手当支給規則（平成18年四日市市規則第55号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第2条、第3条関係）		別表第2（第2条、第3条関係）	
公署（所在地）	級地	公署（所在地）	級地
北消防署朝日川越分署（三重県三重郡朝日町） 三重県消防学校（三重県鈴鹿市） 朝明広域衛生組合（三重県三重郡川越町） 三重県（津市） 三重県防災航空隊（三重県津市） 三重県後期高齢者医療広域連合（三重県津市） 三重地方税管理回収機構（三重県津市）	5 級地	北消防署朝日川越分署（三重県三重郡朝日町） 三重県消防学校（三重県鈴鹿市） <u>消防指令センター（三重県桑名市）</u> 朝明広域衛生組合（三重県三重郡川越町） 三重県（津市） 三重県防災航空隊（三重県津市） 三重県後期高齢者医療広域連合（三重県津市） 三重地方税管理回収機構（三重県津市）	5 級地

(四日市市市民・消費生活相談室に関する規則の一部改正)

第5条 四日市市市民・消費生活相談室に関する規則（平成17年四日市市規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(分掌事務) 第3条 室の分掌事務は、次のとおりと	(分掌事務) 第3条 室の分掌事務は、次のとおりと

<p>する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 計量器の各種検査及び計量思想の普及に関すること。</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p>
---	--

(四日市市社会福祉事務所等に対する事務の委任に関する規則の一部改正)

第6条 四日市市社会福祉事務所等に対する事務の委任に関する規則（平成9年四日市市規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(児童福祉法に関する委任事務)</p> <p>第3条 児童福祉法（以下本条において「法」という。）に関する委任事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第24条第1項及び第3項から<u>第6項</u>までの規定により児童を保育し、又はその他の適切な保護等を加えること。</p> <p>(地方自治法第153条第2項により委任する事務)</p> <p>第5条 地方自治法第153条第2項の規定により、四日市市社会福祉事務所に委任する事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p>(9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下次号において「法」という。）第17</p>	<p>(児童福祉法に関する委任事務)</p> <p>第3条 児童福祉法（以下本条において「法」という。）に関する委任事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第24条第1項及び第3項から<u>第5項</u>までの規定により児童を<u>保育所</u>において保育し、又はその他の適切な保護等を加えること。</p> <p>(地方自治法第153条第2項により委任する事務)</p> <p>第5条 地方自治法第153条第2項の規定により、四日市市社会福祉事務所に委任する事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p>(9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下次号において「法」という。）第17</p>

<p>条、<u>第31条の7</u>及び第33条に規定する居宅等における日常生活支援に関すること。</p> <p>(10)から(19)まで (略)</p>	<p>条に規定する居宅等における日常生活支援に関すること。</p> <p>(10)から(19)まで (略)</p>
---	---

(四日市市健康増進法施行細則の一部改正)

第7条 四日市市健康増進法施行細則（平成20年四日市市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第8号様式の1を次のように改める。

第8号様式の1 (第4条関係)

給食施設運営状況報告書 (児童福祉施設、学校)

年 月 日

四日市市保健所長

施設の名称
 施設の所在地
 施設の設置者
 施設の管理者 職名 氏名 印
 電話番号

施設種別	1 保育所 2 児童福祉施設(保育所を除く。) 3 幼稚園 4 認定こども園 5 学校(幼稚園を除く。) 施設人員 () 人								
食事サービスの基本方針・目標	方針・目標 1 楽しい食生活の体験 2 健康な身体づくり 3 十分な栄養素の確保 4 その他 ()								
	食事サービスの基本方針・目標に基づいた食事サービス(給食)の実施状況 1 実施できている 2 まだ十分ではない 3 実施できていない 4 方針・目標が明確でない								
食事サービスの検討会議(給食委員会等)	会 議	1 有(頻度: 回/年) 2 無							
	構 成 員	1 管理者 2 医師 3 管理栄養士・栄養士 4 調理師(員) 5 保育士・教諭・ 介護担当者 6 給食利用者 7 その他 () 計 () 人							
	内 容	1 食事サービスに関する運営方針の検討 2 献立の検討 3 管理者・他部門等との情報交換・連携の場 4 給食・栄養管理の課題の検討 5 その他 ()							
給食の対象・食数等(食数等以外の項目は、職員分を除く。)	食数等(1日あたり平均食数)	年齢区分	朝食(食)	昼食(食)	夕食(食)	午前おやつ(食)	午後おやつ(食)	その他捕食(食)	合計(食)
		()~()才							
		()~()才							
		()~()才							
		()~()才							
		職員							
	合計								
	療 養 食	食物アレルギー食(除去・代替)・療養食 食/日							
	共同調理	共同調理場の場合は、該当項目を記入のうえ、受配校名簿を添付すること。 受配校数及び給食数(1日当たり): 小学校()校 ()食 中学校()校 ()食 その他()()箇所 ()食							
	食事時間	朝食(~) 昼食(~) 夕食(~)							
給食材料費	1人1日平均()円=1 食材料費のみ 2 その他含む(委託契約単価等) 1食平均()円=1 食材料費のみ 2 その他含む(委託契約単価)								
衛生管理	衛生管理マニュアルの活用		1 有 2 無						
	衛生点検表の活用		1 有 2 無						
栄養計画	利用者の把握・調査	年1回以上、施設が、個々人の身体状況、栄養状態等の把握をしている 1 有 2 無							
		1 性別 2 年齢 3 身体活動レベル 4 身長 5 体重 6 成長曲線 7 疾病 8 生活習慣(運動習慣等、給食以外の食事・補食状況等) 9 その他 ()							
	給与栄養目標量の設定	対象別に設定した給与栄養目標量の種類 1 1種類のみ 2 ()種類 3 個別に作成 4 設定していない 給与栄養目標量の設定頻度 1 3か月に1回設定 2 6か月に1回設定 3 その他 ()							

栄養計画	給与栄養目標量と実施給与栄養量は、最も提供数の多い給食2種類に関して記入 食種名 1 () 2 ()												
	上段 食種1 下段 食種2		エネルギー (kcal)	たんぱく 質(g)	脂質 (g)	カルシ ウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミン				食塩 相当 (g)	食物 繊維 (g)
								A (μ g) (RE 当量)	B1 (mg)	B2 (mg)	C (mg)		
	給与栄養目標量1												
	実施給与栄養量1												
	給与栄養目標量2												
	実施給与栄養量2												
	食種1 たんぱく質エネルギー比 () %		脂肪エネルギー比 () %										
	食種2 たんぱく質エネルギー比 () %		脂肪エネルギー比 () %										
	栄養補助 食品の使用 状況	栄養補助食品等名称		使用回数		使用量		栄養素名		給与量(単位)			
		回/週		g/回				()/回					
		回/週		g/回				()/回					
評 価	年1回以上、施設が利用者の身体状況、栄養状態等の評価をしている 1 有 2 無												
	評価項目			評価有無		評価頻度		評価対象					
	1 身体状況(成長曲線)の評価			1 有 2 無		回/年		1 全員 2 一部					
	2 栄養摂取状況(喫食量)の評価			1 有 2 無		回/年		1 全員 2 一部					
	3 給食の品質(検食)評価			1 有 2 無		回/年		1 全員 2 一部					
評価後、食事サービスへの反映状況													
1 給食の運営方針・目標			1 反映している 2 反映していない										
2 給与栄養目標量の設定・予定献立			1 反映している 2 反映していない										
3 調理法・調理形態・盛り付けなど			1 反映している 2 反映していない										
4 食事環境、食事介助			1 反映している 2 反映していない										
帳 票 類	予定・実施献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設内にある 1 有 2 無												
食育実施 状況 (右記内容に 該当する項目 すべてに ○印をつける。)	項目 食育の目的等		対象(複数可)			実施者(複数可)							
			子ども		保護者	保育士・ 教諭		栄養士・ 栄養教諭		調理員		外部の人	
	1 食べ物を正しく選択することができる												
	2 食べ物の味がわかる												
	3 料理ができる												
	4 食べ物の育ちを感じる												
	5 元気な体がわかる												
6 個別栄養相談・栄養指導													
非常時の 対応	1 事故(食中毒等)時対策マニュアル					1 有 2 無							
	2 事故時食糧確保のための他の食事提供施設との協議					1 有 2 無							
	3 非常災害時対策マニュアル					1 有 2 無							
	4 非常食糧等の備蓄					1 有 2 無							
	5 非常食糧等を使用した予定献立の作成					1 有 2 無							
委託有無	委託の有無 1 有 2 無					従事者(人)		施設側		受託側			
	委託先名称:							常勤	非常勤	常勤	非常勤		
	所在地:							管理栄養士					
	現場の責任者: 職種 氏名							栄養士					
	内容: 1 献立作成 2 発注 3 調理 4 配膳等 5 洗浄 6 栄養管理 7 栄養指導 8 その他()							調理師					
								調理員					
所 属					所 属								
給食責任 者	氏名・職種		報告書作 成者			氏名・職種							
	連 絡 先					連 絡 先		TEL					
	TEL					TEL							

(四日市市発達総合支援室に関する規則の廃止)

第8条 四日市市発達総合支援室に関する規則(平成24年四日市市規則第35号)は、廃止する。

(四日市市立保育所条例施行規則の一部改正)

第9条 四日市市立保育所条例施行規則(昭和26年四日市市規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
保育所名	定員 (人)	保育所名	定員 (人)
(略)		(略)	
四日市市立 内部保育園	150	四日市市立 内部保育園	150
四日市市立 磯津保育園	50	<u>四日市市立</u> <u>塩浜西保育園</u>	<u>60</u>
(略)		四日市市立 磯津保育園	50
四日市市立 海蔵保育園	140	(略)	
四日市市立 中央保育園	130	四日市市立 海蔵保育園	140
(略)		<u>四日市市立</u> <u>橋北保育園</u>	<u>120</u>
		四日市市立 中央保育園	130
		(略)	

(四日市市ふれあい牧場条例施行規則の一部改正)

第10条 四日市市ふれあい牧場条例施行規則(平成9年四日市市規則第33号)の

一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第 1 1 条 条例第 7 条の規定に基づく利用料金の減免の範囲及び割合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 市内の保育園児、<u>認定こども園</u>児、幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした行事に使用する場合 10割</p> <p>(4)から(7)まで (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第 1 1 条 条例第 7 条の規定に基づく利用料金の減免の範囲及び割合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 市内の保育園児、幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした行事に使用する場合 10割</p> <p>(4)から(7)まで (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p>

(四日市市会計規則の一部改正)

第 1 1 条 四日市市会計規則（昭和 3 9 年四日市市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第 1（第 4 条の 3 及び第 4 条の 5 関係）				
委任等を受ける事務の範囲	出納員	現金取扱員	物品取扱員	審査補助員
	(略)			
設置箇所	出納員になるべき者	現金取扱員になるべき者	物品取扱員となるべき者	審査補助員となるべき者
(略)				
保育園	保育幼稚園課長	園長	園長	園長
<u>こども園</u>	<u>保育幼稚園課長</u>	<u>園長</u>	<u>園長</u>	<u>園長</u>

市民窓口サービスセンター	市民課長	所属の長が指名した庶務担当の係長相当職以上の職員		
(略)				

改正前				
別表第1（第4条の3及び第4条の5関係）				
委任等を受ける事務の範囲	出納員	現金取扱員	物品取扱員	審査補助員
	(略)			
設置箇所	出納員になるべき者	現金取扱員になるべき者	物品取扱員となるべき者	審査補助員となるべき者
(略)				
保育園	保育幼稚園課長	園長	園長	園長
市民窓口サービスセンター	市民課長	所属の長が指名した庶務担当の係長相当職以上の職員		
(略)				

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(総務部総務課)